

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】** 地方税法では、応能割と応益割の標準割合は、5対5とされています。

7対3など応能割を高く設定している市町村が多いと思われれます。

平成30年度課税状況の応能・応益割合は、応能割69.67% 応益割30.33%となっています。賦課方式を含めた全体的な検討が必要だと考えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】** 町では子育て支援施策として、18歳以下の国保加入者のうち3人目以降のかたの均等割額を減免する制度が今年度から開始しました。

7月の広報紙に掲載するとともに、該当者には納税通知書と共に申請書を送付いたしました。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】** 国保税をはじめとする法定財源及び、町負担に係る法定繰入を財源として制度維持を図っております。一般会計からの法定外繰り入れについては、これに不足が生じたやむを得ない措置として行うものです。

ご理解をいただきたいと存じます。

##### (2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】** 減免制度については、広報紙・ホームページなどで周知しています。

著しい生活困窮状態にある方には、減免申請を促すなど、減免規則に基づき運用を行っています。

個々の納税者の実態を的確に把握し、引き続き対応していきます。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】** 減免要件を規則において定めています。被保険者からの申し出ごと、それぞれ

の個別の事情を確認しながら対応していきます。

### (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 一部負担金の減免については、その要件を規則において定めています。被保険者からの申し出ごと、それぞれの個別の事情を確認しながら対応していきます。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】** 国保主管課窓口において、他の申請と同様に記入方法など懇切丁寧に対応し、被保険者が困惑することのないよう努めます。

### (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】** このような世帯に対しましては、町民生活課・健康福祉課と連携を図り、その世帯の状況を把握した上で、個別の状況に合わせた対応に努めておるところでございます。また、生活保護や減免・猶予の制度があることも説明し、該当となる世帯については手続きをしていただいております。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】** 「差押え」と「生活再建型滞納整理」を同時並行的に行う自治体が増えていきます。個々の納税者の実態を的確に把握することが必要だと考えます。

### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】** 国保加入者の国保税負担の公平性を図るため、徴収対策強化は必要と考えます。

滞納者の状況を把握し、納付資力のある方についてはより多くの折衝機会を持つ目的から、短期被保険者証、資格証明書の交付は必要な措置と考えます。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 ①の回答のとおりです。被保険者からの申し出等には懇切丁寧に対応します。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 ①の回答のとおりです。被保険者からの申し出等には懇切丁寧に対応します。

## (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 「公募」については、検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 当町の国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で構成され、また町内の各地区から選任し、町民の意見を反映するよう努めています。

## (7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 本人負担はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 年間を通して個別健診で実施しており、健診項目の見直し・追加も行っています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 人員配置の検討の中での対応になります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報は適正に管理しています。

## 2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 高齢者医療は、公費と現役世代の支援金そして保険料で賄われています。このため、保険料納付の公平性を図るため、徴収対策強化は必要と考えます。滞

納者の状況を把握し、納付資力のある方についてはより多くの折衝機会を持つ目的から、短期被保険者証の交付は必要な措置と考えます。なお、資格証明書の発行は行っていません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 関係部署と調整し検討します。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 特定健診は無料で実施しており、人間ドックの受診者には国保と同額の補助金を交付しております。また、原則としてガン検診も無料で実施しています。なお、歯科検診は、平成28年度から後期高齢者広域連合が実施主体となり、当該年度、75歳の被保険者を対象に無料で実施しています。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 各事業費はおおよそ計画どおりに推移しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 訪問型サービスA：シルバー人材センターひまわり福祉部会員（生活支援員）を対象に年1回～2回の研修、7名が生活支援サービスを提供している。今後の推移は維持。

介護予防事業：介護予防サポーター44名。8回講座を年1回開催。ご近所型介護予防体操を地域で自主的に運営。フォローアップ研修年1回。秩父音頭祭りにチーム参加。今後の推移は拡大。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行ってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】 適切に対応していきます。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 適切に対応していきます。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 町の地域包括ケアシステムの特徴は、秩父圏域1市4町によるものと連携していることです。医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のバランスを調整し、誰でもどこでも繋がれる体制の構築です。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 毎年11月を認知症理解及び支援強化月間とし、認知症相談会、認知症サポーター養成講座、認知症徘徊声かけ訓練、認知症介護者のつどい、オレンジカフェを開催しています。

- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 定期巡回24時間サービスの拡充は、介護サービス提供事業者と検討を進めたい考えですが、介護人材と財源の確保に課題があります。

### 4. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 国の政策による処遇改善等が行われつつあります。また、事業者へは必要な情報提供等を行っていきます。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】** 事業者への必要な情報提供を行います。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】** 事業者への必要な情報提供に努めます。町では、相談支援や専門機関へのつなぎなどを行っております。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】** 特別養護老人ホーム等の施設について、町が直接施設を整備する計画はありません。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】** ケースに応じた相談支援を行っております。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】** 新規入所者は、要介護3以上とされていますが、要介護2以下の人でも必要のある方の利用を認めており適切に対応しております。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

**(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。**

**【回答】** 2018年度精算額は“1,692,000円”となっています。用途については、介護保険特別会計の地域支援事業費における「介護予防生活支援サービス事業費」「一般介護予防事業費」「包括的・継続的ケアマネジメント事業費」に充当し、介護保険事業の取組を強化しております。

**(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。**

**【回答】** 2019年度見込み額は令和元年7月現在において示されておりませんが、用途

については、2018 年度と同様であり介護保険事業の取組を強化したいと考えております。

- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 適正に対応しております。

## 7、 介護保険料を引き下げてください。

- (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定の際にはほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 今年度から、軽減強化により第1段階から第3段階までの特例措置が拡大されていますが、保険給付費の増大等により、保険料の引き下げは難しい状況です。

- (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 今年度から、軽減強化により第1段階から第3段階までの特例措置が拡大されています。

- (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 このような世帯に対しては、その世帯の状況を把握した上で相談により個別の状況に合わせた支援を行っております。

- (4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 皆野町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のなかで「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」「地域ケア会議の推進」「高齢者の居住安定に係る施策との連携」の5つを重点施策としており、それぞれの目標に沿って取り組んでおります。

## 8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 低所得者の利用料の減免対策については、特定入所者介護サービス費や高齢者介護サービス自己負担金補助金等に対応しております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 虐待の通報等により対応したケースが昨年5件ありました。認知症の親への戸惑いと介護ストレスによる介護放棄、子のひきこもりなど社会的孤立が原因となっており、包括支援センターでは認知症に関する相談支援や訪問、専門機関へのつなぎなどの対応を行っております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 秩父地域では障害者自立支援協議会を中心に地域課題を協議しており、障害者地域生活支援拠点事業についても、同協議会での意見を踏まえ対応していく考えです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 自立支援協議会の意見等を踏まえ適切に対応していきます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 適切に対応していきます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障がい者計画・障がい福祉計画の策定時に、アンケート調査やヒアリングを実施して当事者の声を反映していきます。

#### <参考>

#### 障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - GH 併設型
  - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 適切に対応していきます。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画の中で、町が直接施設を整備する計画はありませんが、機会をとらえて事業者等への働きかけを行っていきます。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障害者、高齢者、生活弱者など総合的な相談窓口を設置して支援に努めます。

## 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 埼玉県の方針に基づき対応する考えです。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 医療費の現物給付の広域化については、県が中心となり取り組みが始まっています。なお、秩父地域内はすでに現物給付となっています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 埼玉県の方針に基づき対応する考えです。

## 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答】** すでに実施しています。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】** 今のところ見直しの予定はありません。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】** 他の事業と調整のうえ検討します。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】** 機会を捉えて県へ働きかけていきます。

#### 5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】** 制度の運用にあたっては、所得制限や年齢制限はありません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】** 機会を捉えて県へ働きかけていきます。

#### 6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】** 皆野町地域防災計画に基づき対応いたします。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】** 当町には2カ所の福祉避難所があり、必要な支援が届くよう対応いたします。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】** 適切に対応いたします。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】** 皆野町地域防災計画に基づき対応いたします。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

**1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

**(1) 待機児童の実態を教えてください。**

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】** 待機児童はありません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】** 当町には公立保育所はありません。民間保育所の弾力化による受け入れ可能児童数は225人です。(年齢別は不明)

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】** 待機児童はなく整備計画もありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】** 必要な支援が受けられるよう努めます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】** 認可施設へ移行希望の既存施設はありません。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】** 保育士確保に向け適切に対応いたします。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】** 保育料の無償化により負担軽減が図られます。副食費の助成等については、総合的な検討が求められます。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保

育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】** 立ち入り検査を実施し指導監督に努めます。また、研修会等の情報提供を行っていきます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】** 適切に対応していきます。

### **【学童】**

#### **5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】** 設備及び運営に関する基準に沿って対応しております。

#### **6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】** 学童保育所運営者に対して、必要な情報提供及び支援を行っていきます。

#### **7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】** 国の基準に基づき定めております。

### **【子ども医療費助成】**

#### **8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】** 18歳年度末まで拡大しています。

(2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】** 機会を捉えて県へ働きかけていきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】** 「しおり」は県福祉事務所で作成しており、町では必要な情報提供を行っていきます。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】** 適切に対応していきます。

### 2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】** 生活保護に関する相談・申請は随時受け適切に対応します。

### 3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019 年 10 月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】** 生活保護の決定は県福祉事務所が所管しています。

### 4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行な

ってください。

**【回答】** 町での対応はありません。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】** 適切に対応していきます。

**6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】** 県へ機会を捉えて働きかけていきます。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】** 適切に対応していきます。